



清水銀行

証券コード：8364

第149期

定時株主総会招集ご通知

日時

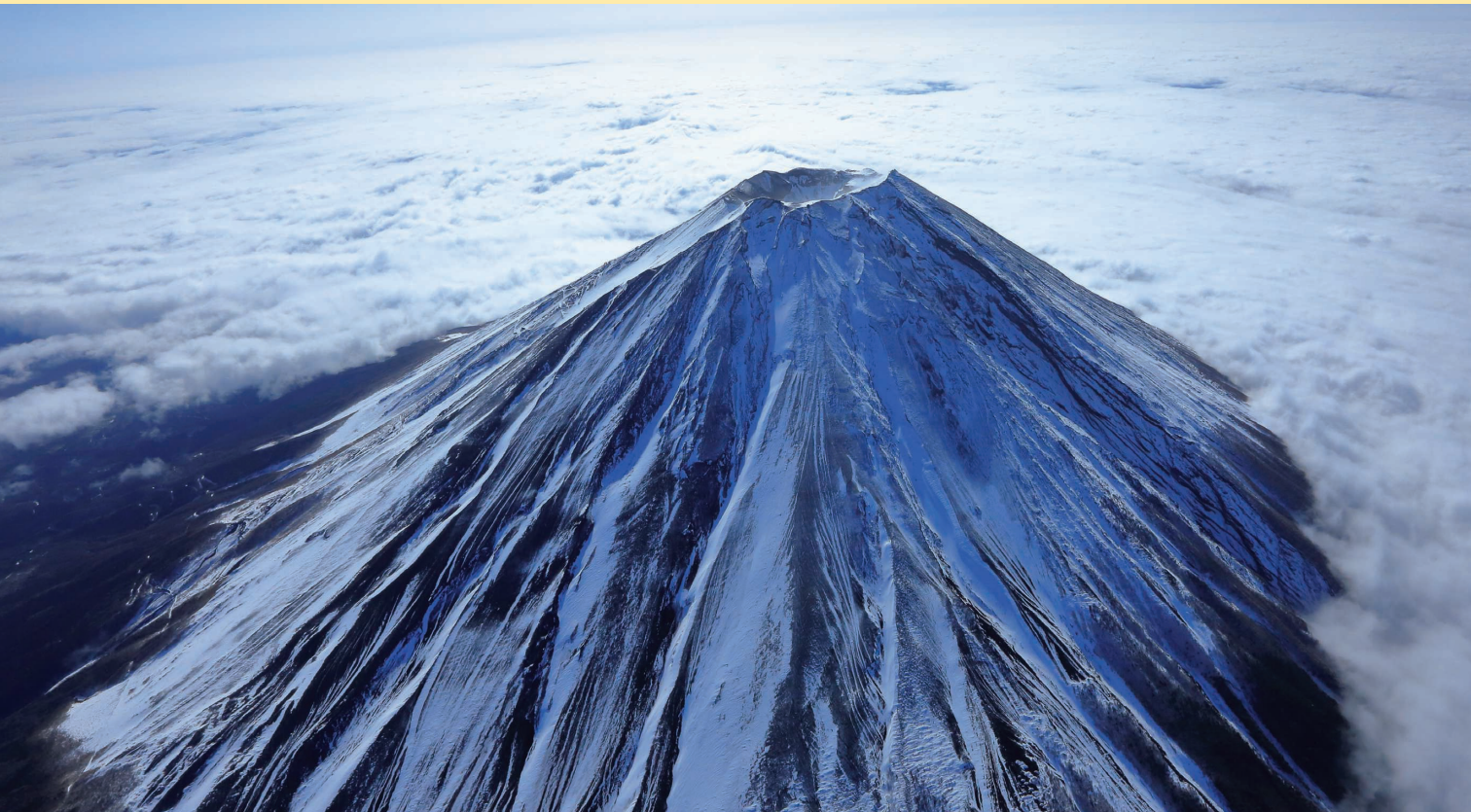
2024年6月20日（木曜日）
午前10時

場所

静岡県静岡市清水区天神一丁目7番30号
清水銀行天神本部3階大会議室

郵送またはインターネットによる議決権行使期限

2024年6月19日（水曜日）
午後5時まで



経営理念

1. 社会的公共性を重んじ健全経営をすすめる
2. お客様に親しまれ、喜ばれ 役にたつ銀行をつくる
3. 人間関係を尊重し働きがいある職場をつくる

パーパス

地域を愛し、お客さまの未来をともに考え、共創します

目次

■ 株主の皆さまへ	2
■ 第149期定時株主総会招集ご通知	3
■ インターネット等による議決権行使のご案内	5
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件	6
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）11名選任の件	7
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	14
■ 第149期事業報告	20
■ 計算書類	36
■ 連結計算書類	38
■ 監査報告書	40

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第149期定時株主総会の開催にあたり、ここに招集ご通知をお届けいたしますので、ご高覧いただければ幸いに存じます。

当期につきましては、海外金利上昇による調達コストの増加が今後の業績へ与える影響を考慮し、全ての外貨建債券の売却を行った結果、損失計上となりました。しかしながら、これにより当行の収益構造は改善され、将来的な成長をより確実なものとししました。

引き続き第28次中期経営計画「SHINKA～絆をつむぐ～」に基づく施策を着実に実行していくとともに、組織共通の価値観として掲げるパーパス「地域を愛し、お客さまの未来をともに考え、共創します」のもと、全従業員の力を結集し業績回復に取り組み、ステークホルダーの皆さまの信頼と期待にお応えしてまいります。

株主の皆さまには、今後とも変わらぬご支援とご愛顧を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

2024年5月

取締役頭取 岩山 靖宏



証券コード 8364
2024年5月29日
(電子提供措置の開始日2024年5月27日)

株 主 各 位

静岡県静岡市清水区富士見町2番1号
株式会社 清水銀行
取締役頭取 岩山 靖宏

第149期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第149期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

【当行ウェブサイト】

https://www.shimizubank.co.jp/aboutus/stock/#a_2



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記のウェブサイトにアクセスして、当行名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。



なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいますて、2024年6月19日（水曜日）午後5時までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月20日（木曜日）午前10時
2. 場 所 静岡県静岡市清水区天神一丁目7番30号
清水銀行天神本部3階大会議室
3. 株主総会の目的である事項

- 報 告 事 項
1. 第149期 （2023年4月1日から2024年3月31日まで） 事業報告、計算書類報告の件
 2. 第149期 （2023年4月1日から2024年3月31日まで） 連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案

第2号議案

第3号議案

剰余金処分の件
取締役（監査等委員である取締役を除く）11名選任の件
監査等委員である取締役4名選任の件

4. 議決権行使等についてのご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会ご出席

開催日時 2024年6月20日（木曜日）午前10時



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

<代理人による議決権行使>

代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。（なお、代理人の資格は、当行の議決権を有する他の株主さま1名とさせていただきます。）

郵送

行使期限 2024年6月19日（水曜日）午後5時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

インターネット

行使期限 2024年6月19日（水曜日）午後5時送信分まで



インターネットによる議決権行使に際しましては、5頁をご参照のうえ、以下のいずれかの方法で議案に対する賛否をご入力ください。

- ① 議決権行使書用紙右片に記載のQRコードを読み取る方法「スマート行使」
- ② 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

<機関投資家の皆さまへ>

議決権行使の方法として、株式会社「IC」が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

【重複行使の取扱い】

議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネット等でも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとして取扱いさせていただきます。また、インターネット等によって議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

【議決権の不統一行使】

議決権の不統一行使を行う株主さまは、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を電磁的方法または書面にてご通知くださいますようお願い申し上げます。

【その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）】

電子提供措置事項のうち、「当行の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保する体制」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」、「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」につきましては、法令および定款第17条第2項の規定に基づき、当行および東京証券取引所のウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求された株主さまに送付する交付書面には記載していません。なお、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、計算書類および連結計算書類には、本書面に記載のもののほか、この「当行の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保する体制」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」、「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」として表示すべき事項も含まれます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

以上

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを
読取ってください。



「スマート行使」の議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、右記の方法で再
度議決権行使をお願いいたします。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意

※パスワードは、議決権行使される方がご本人であることを
確認する手段です。なお、パスワードを当行よりお尋
ねすることはございません。

※パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用で
きなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従っ
てお手続きください。

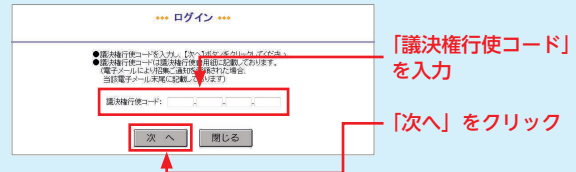
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

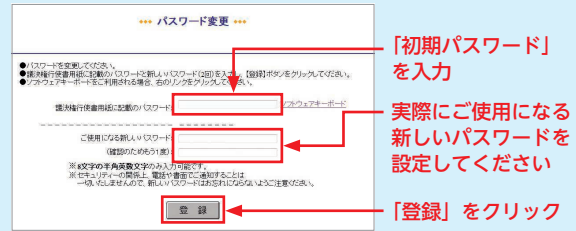
1. 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2. 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。



3. 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

＜お問い合わせ先＞ ご不明な点につきましては、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部（以下）にお問い合わせください
ますようお願い申し上げます。

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

 0120-768-524

受付時間 9:00 ~ 21:00 (年末年始を除く)

左記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

 0120-288-324

受付時間 9:00 ~ 17:00 (土曜日・日曜日・祝祭日を除く)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、当期は海外金利上昇に伴う外貨調達コストの削減を図るため、外貨建債券の売却等を行い損失計上となりましたことなどを考慮し、誠に遺憾ながら以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金25円

総 額

288,631,825円

なお、期末配当金は、前期から5円の減配となります。また、中間配当を含めました当期の年間配当は、1株につき55円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月21日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金

3,500,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金

3,500,000,000円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）11名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（11名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）11名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会で検討がなされましたが、会社法の規定に基づき記載すべき特段の事項はございません。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号		氏名				現在の当行における地位	
1	再任	とよ 豊	しま 島	かつい 勝	ちろう 一郎	取締役会長	
2	再任	いわ 岩	やま 山	やす 靖	ひろ 宏	取締役頭取	
3	再任	もち 望	づき 月	あや 文	と 人	専務取締役	
4	再任	ひら 平	いわ 岩	まさし 将		常務取締役	
5	再任	ふか 深	ざわ 澤	のぶ 亘	ひで 英	常務取締役	
6	再任	ひがし 東	けい 恵		こ 子	社 外 独立役員	社外取締役
7	再任	しん 新	ま 間	よし 克	き 樹	社 外 独立役員	社外取締役
8	再任	こう 河	の 野	まこと 誠		社 外 独立役員	社外取締役
9	再任	た 田	むら 村	なお 直	ゆき 之	取締役	
10	再任	や 八	ぎ 木	まさ 真	き 樹	取締役	
11	新任	おお 大	き 木	やす 康	まさ 正	執行役員	

候補者
番号

1

とよしま
豊島

かつ いち ろう
勝一郎 (1957年7月6日生)

再任



所有する当行の株式の数
24,049株
取締役会への出席状況
15回／15回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年4月 当行入行
1996年6月 当行秘書部長
2001年4月 当行理事総統括部長
2003年6月 当行取締役富士支店長
2005年6月 当行常務取締役
2007年6月 当行専務取締役
2011年4月 当行取締役副頭取
2012年4月 当行取締役頭取
2020年4月 当行取締役会長 (現任)

取締役候補者とした理由

事業戦略、営業、市場運用、人事労務、リスクマネジメント、企業審査、システム事務等も含め幅広く銀行業務に携わり、2012年4月より取締役頭取、2020年4月より取締役会長として経営経験も有しております。これらの知見や経験に基づき、銀行の経営判断を的確に遂行することができるものと判断し、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

2

いわ やま
岩山

やす ひろ
靖宏 (1964年7月13日生)

再任



所有する当行の株式の数
17,276株
取締役会への出席状況
15回／15回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年4月 当行入行
2005年6月 当行富士駅南支店長
2012年4月 当行理事富士支店長兼富士市役所前支店長兼松岡支店長
2014年4月 当行常務執行役員
2015年6月 当行取締役総統括部長
2016年10月 当行常務取締役
2019年5月 当行専務取締役
2020年4月 当行取締役頭取 (現任)

取締役候補者とした理由

事業戦略、営業、市場運用、人事労務、リスクマネジメント、企業審査、システム事務等も含め幅広く銀行業務に携わり、2019年5月より専務取締役、2020年4月より取締役頭取として経営経験も有しております。これらの知見や経験に基づき、銀行の経営判断を的確に遂行することができるものと判断し、取締役候補者いたしました。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

候補者
番号

3

もち づき

望月

あや と
文人

(1964年1月27日生)

再任



所有する当行の株式の数
9,989株
取締役会への出席状況
15回／15回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年 4月 当行入行
2007年 6月 当行藤枝駅西支店長
2011年 7月 当行理事本店営業部長兼興津支店長兼八木間支店長
2012年 7月 当行理事本店営業部長
2013年 6月 当行取締役本店営業部長
2015年 6月 当行常務取締役
2018年 11月 当行専務取締役 (現任)

取締役候補者とした理由

事業戦略、営業、人事労務、リスクマネジメント、企業審査、システム事務等も含め幅広く銀行業務に携わり、専務取締役として経営経験も有しております。これらの知見や経験に基づき、銀行の経営判断を的確に遂行することができるものと判断し、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

4

ひら いわ

平岩

まさし

将

(1968年4月17日生)

再任



所有する当行の株式の数
5,394株
取締役会への出席状況
15回／15回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年 4月 当行入行
2010年 7月 当行下香貫支店長
2016年 4月 当行東京支店長
2018年 4月 当行市場営業部長
2019年 5月 当行総合統括部長
2020年 6月 当行取締役
2022年 4月 当行常務取締役 (現任)

取締役候補者とした理由

営業、市場運用、リスクマネジメント等も含め幅広く銀行業務に携わり、常務取締役として経営経験も有しております。これらの知見や経験に基づき、銀行の経営判断を的確に遂行することができるものと判断し、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

5

ふかざわ
深澤

のぶ ひで
巨英 (1966年12月29日生)

再任



所有する当行の株式の数
6,546株
取締役会への出席状況
15回／15回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年 4月 当行入行
2008年 7月 当行東部ローンセンター長
2011年 4月 当行蒲原支店長兼イオンタウン蒲原支店長
2014年 4月 当行名古屋支店長兼名古屋事務所長
2016年 4月 当行高橋支店長兼庵原支店長兼押切支店長兼辻支店長兼下野支店長
2018年 4月 当行理事富士支店長兼松岡支店長
2020年 4月 当行執行役員支店営業部長
2021年 4月 当行執行役員経営企画部長
2021年 6月 当行取締役経営企画部長
2022年 4月 当行取締役
2024年 5月 当行常務取締役 (現任)

取締役候補者とした理由

事業戦略、営業、人事労務、企業審査等も含め幅広く銀行業務に携わり、常務取締役として経営経験も有しております。これらの知見や経験に基づき、銀行の経営判断を的確に遂行することができるものと判断し、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

6

ひがし
東

けい こ
恵子 (1953年 8月23日生)

再任

社外

独立役員



所有する当行の株式の数
5,200株
取締役会への出席状況
14回／15回 (93.3%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年 4月 東海大学短期大学部専任講師
1990年 4月 東海大学短期大学部助教授
2004年 4月 東海大学短期大学部教授
2007年 4月 東海大学開発工学部感性デザイン学科教授
2011年 4月 東海大学海洋学部環境社会学科教授
2015年 6月 当行取締役 (現任)
2019年 4月 東海大学名誉教授 (現任)

社外取締役候補者とした理由および社外取締役として期待される役割

大学教授として培ってきた学識経験と社会的信用を備えており、当行社外取締役の職務・職責を適切に果たしております。引き続き同氏の知見や経験に基づき、監督、助言等をいただくことを期待し、社外取締役候補者いたしました。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

候補者
番号

7

しん ま
新聞

よし き
克樹

(1948年10月15日生)

再任

社外

独立役員



所有する当行の株式の数
1,900株
取締役会への出席状況
15回／15回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1972年 4月 鈴与株式会社入社
2005年 11月 鈴与株式会社常務取締役
2009年 6月 鈴与株式会社専務取締役
2012年 1月 鈴与ホールディングス株式会社取締役社長
2013年 5月 鈴与海運株式会社代表取締役社長
2014年 4月 鈴与自動車運送株式会社代表取締役社長
2020年 11月 鈴与自動車運送株式会社相談役 (現任)
2022年 6月 当行取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由および社外取締役として期待される役割

企業経営に関する豊富な経験を有しており、当行社外取締役の職務・職責を適切に果たしております。引き続き同氏の知見や経験に基づき、監督、助言等をいただくことを期待し、社外取締役候補者いたしました。

候補者
番号

8

こう の
河野

まこと
誠

(1970年11月12日生)

再任

社外

独立役員



所有する当行の株式の数
4,400株
取締役会への出席状況
15回／15回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2000年 10月 東京弁護士会に弁護士登録
相川法律事務所入所
2005年 4月 静岡県弁護士会に弁護士登録換
河野法律事務所入所
2010年 9月 河野法律事務所所長 (現任)
2020年 6月 当行取締役監査等委員
2023年 6月 当行取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由および社外取締役として期待される役割

長年の弁護士としての豊富な経験を有しており、当行社外取締役の職務・職責を適切に果たしております。引き続き同氏の知見や経験に基づき、監督、助言等をいただくことを期待し、社外取締役候補者いたしました。

候補者
番号

9

た む ら
田村

な お ゆ き
直之 (1964年9月22日生)

再任



所有する当行の株式の数
5,546株
取締役会への出席状況
15回／15回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年 4 月 当行入行
2003年 10月 当行江尻支店長
2006年 12月 当行業務企画部長
2009年 7 月 当行経営企画部長
2011年 4 月 当行焼津支店長兼田尻支店長兼大富支店長
2012年 4 月 当行東京支店長
2014年 4 月 当行総務管理部長
2016年 4 月 当行監査部長
2017年 4 月 当行理事総合統括部長
2019年 6 月 当行取締役 (現任)

取締役候補者とした理由

事業戦略、市場運用、人事労務、リスクマネジメント、企業審査、システム事務等も含め幅広く銀行業務に携っております。これらの知見や経験に基づき、銀行の経営判断を的確に遂行することができるものと判断し、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

10

や ギ
八木

ま さ き
真樹 (1971年12月31日生)

再任



所有する当行の株式の数
2,646株
取締役会への出席状況
12回／12回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1994年 4 月 当行入行
2016年 4 月 当行藤枝駅西支店長
2019年 2 月 当行三島支店長
2020年 4 月 当行理事総合統括部長
2021年 4 月 当行理事本店営業部長
2023年 4 月 当行理事経営企画部長
2023年 6 月 当行取締役経営企画部長
2024年 5 月 当行取締役 (現任)

取締役候補者とした理由

事業戦略、営業、リスクマネジメント等も含め幅広く銀行業務に携っております。これらの知見や経験に基づき、銀行の経営判断を的確に遂行することができるものと判断し、取締役候補者いたしました。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1995年 4月 当行入行
2012年 7月 当行八木間支店長兼興津支店長
2014年 4月 当行島田支店長
2017年 4月 当行東京支店長
2019年 5月 当行理事本店営業部長
2021年 4月 当行執行役員総合統括部長
2023年 4月 当行執行役員（現任）

所有する当行の株式の数

900株

取締役候補者とした理由

リスクマネジメント、企業審査等も含め幅広く銀行業務に携わっております。これらの知見や経験に基づき、銀行の経営判断を的確に遂行することができるものと判断し、取締役候補者としたしました。

(注) 1. 各取締役候補者と当行との特別の利害関係について

(1) 河野誠氏は当行の顧問弁護士であり顧問料を支払っております。

(2) その他の候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。

2. 社外取締役候補者の独立性について(当行の社外取締役の独立性判断基準は19頁に掲載)

東恵子氏、新間克樹氏および河野誠氏は、当行の社外取締役の独立性判断基準を満たす社外取締役候補者であります。また、当行は東京証券取引所に対して、東恵子氏、新間克樹氏および河野誠氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しており、原案どおり選任をご承認いただいた場合、引き続き独立役員となる予定です。

3. 社外取締役としての在任年数について

当行社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、東恵子氏は9年、新間克樹氏は2年、河野誠氏は4年であります。

4. 社外取締役との責任限定契約について

当行は、東恵子氏、新間克樹氏および河野誠氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。東恵子氏、新間克樹氏および河野誠氏の選任をご承認いただいた場合には、当該契約を継続する予定であります。

5. 役員等賠償責任保険契約について

当行は、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は当行が全額負担をしております。

当該保険契約は、被保険者が業務について行った行為に起因して損害賠償請求を提起された場合に負う損害を保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。なお、当該保険契約では、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

現在の監査等委員である取締役全員（4名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当行における地位
1 新任	やぶ ぎき ふみ とし 藪 崎 文 敏	専務取締役
2 再任	いそ べ かず あき 磯 部 和 明	社外 独立役員 社外取締役監査等委員
3 再任	こながや しげ ゆき 小長谷 重 之	社外 独立役員 社外取締役監査等委員
4 再任	い とう か な こ 伊 藤 嘉奈子	社外 独立役員 社外取締役監査等委員

候補者
番号

1

やぶ ざき

薮崎

ふみ とし

文敏 (1962年6月1日生)

新任



所有する当行の株式の数
18,892株
取締役会への出席状況
15回／15回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4月 当行入行
2007年 6月 当行市場営業部長
2010年 10月 当行東京支店長
2012年 4月 当行理事総合統括部長
2013年 6月 当行執行役員
2015年 4月 当行常務執行役員
2017年 6月 当行取締役
2019年 5月 当行常務取締役
2022年 4月 当行専務取締役 (現任)

取締役候補者とした理由

事業戦略、市場運用、人事労務、リスクマネジメント、システム事務等も含め幅広く銀行業務に携わり、専務取締役として経営経験も有しております。これらの知見や経験に基づき、監査等委員の職務を的確に遂行することができるものと判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。

候補者
番号

2

いそ べ

磯部

かず あき

和明 (1948年1月4日生)

再任

社外

独立役員



所有する当行の株式の数
5,700株
取締役会への出席状況
15回／15回 (100%)
監査等委員会への出席状況
13回／13回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1971年 4月 昭和監査法人入所
1974年 3月 公認会計士試験合格
1974年 8月 昭和監査法人退所
1974年 9月 公認会計士磯部和明事務所設立 (現任)
2014年 6月 当行監査役
2020年 6月 当行取締役監査等委員 (現任)

社外取締役候補者とした理由および社外取締役として期待される役割

長年の公認会計士としての豊富な経験を有しており、当行社外取締役監査等委員の職務・職責を適切に果たしております。引き続き同氏の知見や経験に基づき、監督、助言等をいただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

候補者
番号

3

こ なが や
小長谷

しげ ゆき
重之

(1954年1月1日生)

再任

社外

独立役員



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1976年 6月 静岡市採用
2005年 4月 総務局総務部政策法務課長
2008年 4月 経済局商工部参与兼商業労政課長
2010年 4月 経営管理局行政管理部長
2011年 4月 経営管理局長
2012年 4月 総務局長
2013年10月 静岡市副市長
2021年 3月 静岡市副市長退任
2021年 6月 当行取締役監査等委員（現任）

所有する当行の株式の数

2,100株

取締役会への出席状況

15回／15回（100%）

監査等委員会への出席状況

13回／13回（100%）

社外取締役候補者とした理由および社外取締役として期待される役割

静岡市副市長として行政で培ってきた豊富な経験と社会的信用を備えており、当行社外取締役監査等委員の職務・職責を適切に果たしております。引き続き同氏の知見や経験に基づき、監督、助言等をいただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

候補者
番号

4

い どう
伊藤

か な こ
嘉奈子

(1953年4月12日生)

再任

社外

独立役員



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4月 第一東京弁護士会に弁護士登録
1996年 4月 静岡県弁護士会に弁護士登録換
伊藤総合法律事務所入所（現任）
2023年 6月 当行取締役監査等委員（現任）

所有する当行の株式の数

200株

取締役会への出席状況

12回／12回（100%）

監査等委員会への出席状況

10回／10回（100%）

社外取締役候補者とした理由および社外取締役として期待される役割

長年の弁護士としての豊富な経験を有しており、当行社外取締役監査等委員の職務・職責を適切に果たしております。引き続き同氏の知見や経験に基づき、監督、助言等をいただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

募集
通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当行との特別の利害関係について
(1) 伊藤嘉奈子氏は当行の顧問弁護士であり顧問料を支払っております。
(2) その他の候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者の独立性について(当行の社外取締役の独立性判断基準は19頁に掲載)
磯部和明氏、小長谷重之氏および伊藤嘉奈子氏は、当行の社外取締役の独立性判断基準を満たす社外取締役候補者であります。また、当行は株式会社東京証券取引所に対して、磯部和明氏、小長谷重之氏および伊藤嘉奈子氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しており、原案どおり選任をご承認いただいた場合、引き続き独立役員となる予定です。
3. 監査等委員である社外取締役としての在任年数について
当行の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、磯部和明氏は4年(当行社外監査役在任期間を含めると10年)、小長谷重之氏は3年、伊藤嘉奈子氏は1年であります。
4. 社外取締役との責任限定契約について
当行は、磯部和明氏、小長谷重之氏および伊藤嘉奈子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。磯部和明氏、小長谷重之氏および伊藤嘉奈子氏の選任をご承認いただいた場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 役員等賠償責任保険契約について
当行は、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は当行が全額負担をしております。
当該保険契約は、被保険者が業務について行った行為に起因して損害賠償請求を提起された場合に負う損害を保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。なお、当該保険契約では、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。各候補者が取締役選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

<ご参考>

【第2号および第3号議案をご承認いただいた後の取締役のスキルマトリックス】

社内取締役の主な経験・スキルを記載しております。

氏 名		経験・スキル						
		事業戦略	営業	市場運用	人事労務	リスクマネジメント	企業審査	システム事務
豊島 勝一郎	男性	●	●	●	●	●	●	●
岩山 靖宏	男性	●	●	●	●	●	●	●
望月 文人	男性	●	●		●	●	●	●
平岩 将	男性		●	●		●		
深澤 亘英	男性	●	●		●		●	
田村 直之	男性	●		●	●	●	●	●
八木 真樹	男性	●	●			●		
大木 康正	男性					●	●	
薮崎 文敏 (監査等委員)	男性	●		●	●	●		●

社外取締役の専門性について記載しております。

氏 名		専門性				
		企業経営	学識経験	法律	財務会計	地域経済
東 恵子	女性		●			
新間 克樹	男性	●				
河野 誠	男性			●		
磯部 和明 (監査等委員)	男性				●	
小長谷 重之 (監査等委員)	男性					●
伊藤 嘉奈子 (監査等委員)	女性			●		

※上記一覧表は、各取締役が有する全ての知見や経験を表すものではありません。

当行における社外取締役の独立性判断基準

当行は、専門家としての知識および職務執行に必要な知見や経営者としての豊富な経験を有し、会社法に定める社外取締役の要件および「独立性判断基準」（下記参照）を満たす者を独立社外取締役として選任しております。

「独立性判断基準」

原則として、現在または最近において以下のいずれかの要件にも該当しない者とする。

- １．当行を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者または当行の主要な取引先若しくはその業務執行者。
- ２．当行から役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等。
- ３．当行を主要な取引先とするコンサルティング事務所、会計事務所および法律事務所等の社員等。
- ４．当行から多額の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- ５．当行の主要株主、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- ６．次に掲げる者（重要でない者は除く）の近親者。
 - ア．上記１～５に該当する者。
 - イ．当行およびその子会社の取締役、監査役、執行役員および重要な使用人等。

※「最近」とは、実質的に現在と同視できるような場合をいう。例えば、独立役員を社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等が含まれている。１年以上前は「最近」に該当しない。

※「主要な」とは、事業等の意思決定に対して、親子会社・関連会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある取引先をいう。

※「多額」とは、過去３年間平均で１,０００万円以上をいう。

※「近親者」とは、配偶者および二親等以内の親族をいう。

※「重要でない者」とは、会社・取引先の役員・部長クラスの者や各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所に所属する弁護士以外をいう。

以 上

第149期 事業報告

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

主要な事業内容

当行は、静岡県を主要な営業基盤とする地域金融機関として、預金業務、貸出金業務、内国為替業務、外国為替業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、投資信託販売業務、保険代理店業務、金融商品仲介業務等を通じて、地域の皆さまに幅広い金融商品・サービスの提供を行っております。

金融経済環境

当期中におけるわが国経済は、物価上昇や海外経済の回復ペース鈍化の影響により、一部で足踏みが見られたものの、雇用・所得環境が改善するもとで緩やかに回復しました。企業活動は、製造業における原材料不足や一部の工場稼働停止等が下押し要因となりましたが、サービス業を中心に持ち直しました。また、個人消費は食料品などで買い控えの動きが見られたものの、コロナ禍で減少していた旅行や外食が増加したことにより、底堅く推移しました。

当行の主要営業基盤である静岡県経済につきましても総じて緩やかに回復しました。堅調な企業収益を背景として、製造業を中心に設備投資が増加したほか、輸出についても高水準で推移しました。個人消費も着実に持ち直しました。

金融環境につきましては、日本銀行がマイナス金利政策の解除および長短金利操作の撤廃を決め、政策金利を0～0.1％へと引き上げました。

事業の経過及び成果

当行は、2023年4月からスタートした第28次中期経営計画「SHINKA～絆をつむぐ～」において、これまで展開してきた施策をさらに進め、深めるとともに、新たな施策を推し進めることで地域金融機関としての真価を発揮・提供してまいりました。

法人のお客さまへの取り組みとしては、持続可能な会社経営を支援するサステナブルファイナンスのさらなる浸透を図った結果、当行が目指す2030年度までのサステナブル投融資目標3,000億円に対して、2023年度までの累計実績は934億円となりました。また、外部機関との協調融資や人事交流等を通じてストラクチャードファイナンスに関する専門知識・ノウハウを高め、ファイナンス業務の高度化を図りました。コロナ禍を乗り越えたものの、物価高騰やゼロゼロ融資の返済等の課題に直面するお客さまには、企業サポート室を含めた伴走支援により経営改善に取り組んでまいりました。

個人のお客さまへの取り組みとしては、新NISA制度の開始などに合わせたキャンペーンを展開し、個人取引の強化を図ってきたほか、相続や資産承継に課題を抱えるお客さまに対しては、外部機関と連携し、ニーズに合致したソリューションを提供してまいりました。

地域経済の活性化への取り組みとしては、これまで取り組んできた静岡県、山梨県、長野県等における地元産品の越境ビジネスマッチングをさらに加速させるため、当行主催の商談会を長野県で実施し、静岡県産の水産物等の魅力を発信しました。

こうした取り組みにより、地域経済の持続的発展と当行の安定的な収益の確保、健全性の向上を図ってまいりました。

損 益

経常収益は、前期比17億47百万円増加の237億41百万円となりました。経常費用は、前期比69億98百万円増加の278億16百万円となりました。

この結果、経常損失40億75百万円、当期純損失30億76百万円となりました。

なお、当行及びグループ会社の連結業績は、連結経常収益299億4百万円、連結経常損失41億31百万円、親会社株主に帰属する当期純損失33億1百万円となりました。

貸出金

貸出金につきましては、地域金融機関としてお客さまの資金需要に積極的にお応えした結果、前期末比17億円増加の1兆2,528億円となりました。

預金等

預金につきましては、地域に密着した営業基盤の拡充に努め、採算性を重視した調達を行った結果、前期末比13億円減少の1兆5,454億円となりました。

個人預かり資産は、お客さまの多様化するニーズにお応えするなか、投資信託、個人年金保険等が増加した結果、前期末比430億円増加の1兆3,802億円となりました。

有価証券

有価証券は、市場動向を注視しつつ、外貨建債券の売却を行った結果、前期末比518億円減少の2,771億円となりました。

対処すべき課題

当期につきましては、海外金利上昇による調達コストの増加が今後の業績へ与える影響を考慮し、全ての外貨建債券の売却を行った結果、損失計上となりました。しかしながら、これにより当行の収益構造は改善され、将来的な成長をより確実なものとししました。

一方で地域金融機関を取り巻く環境は、中長期的に地域の人口減少や少子高齢化が見込まれることに加え、デジタル化の進展、脱炭素社会への移行などにより様々な変化に直面しており、一段と厳しさを増すことが予想されます。また、国内で長年続いていた大規模金融緩和政策が見直しされており、当行に及ぼす影響を見極めていく必要があります。

このような認識のもと、当行は、第28次中期経営計画「SHINKA～絆をつむぐ～」において、「ソリューション営業の高度化」、「人的資本の充実」、「サステナビリティ経営の実践」を基本方針に掲げ各種施策を展開しております。成長の源泉となる従業員への投資を加速させ、組織全体の力を高めることで、お客さまへのソリューション営業を高度化させるとともに、地域の持続的発展に寄与するサステナビリティ経営を実践してまいります。

今後も金融機関としての社会的責任を十分に認識し、強固なコンプライアンス態勢の維持とガバナンスの強化を進めるとともに、パーパスである「地域を愛し、お客さまの未来とともに考え、共創します」を組織共通の価値観とし、全従業員がお客さまのサステナブルな未来を考え抜き、ステークホルダーの皆さまの信頼と期待にお応えしてまいります。

(ご参考)

第28次中期経営計画の概要

名 称	SHINKA ～絆をつむぐ～		
計画期間	2023年4月1日～2026年3月31日(3年間)		
基本方針	ソリューション営業の 高度化	人的資本の充実	サステナビリティ 経営の実践
計数目標 (最終年度)	① コア業務純益 ② 当期純利益 ③ 県内中小企業等向け貸出金残高 ④ 連結自己資本比率	40億円以上 25億円以上 1兆円以上 8%以上	

<位置づけ>

第28次中期経営計画は、創立100周年に向けた2ndフェーズとして、1stフェーズ(第27次中期経営計画)で底上げを図った収益基盤の維持・拡大を図る重要な3年間として位置づけました。

<タイトルコンセプト>

「SHINKA」には、「進化」「深化」「真価」の3つの意味を持たせ、第27次中期経営計画で「ZENSHIN」したさまざまな施策をさらに進め、深めるとともに、第28次中期経営計画での新たな施策を推し進めることで、真の価値を発揮・提供していくという思いを込めています。

<サブタイトルコンセプト>

「絆をつむぐ」には、第27次中期経営計画から第28次中期経営計画へと築いた架け橋をさらに強く太くするとともに、第27次中期経営計画に築いたステークホルダー（地域、お客さま、従業員、株主等）との絆をさらにきめ細やかにつむぎ深めていくという2つの意味を込めています。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
預 金	1,494,257	1,519,359	1,546,805	1,545,433
定期性預金	716,462	694,476	694,232	679,918
その他	777,795	824,882	852,572	865,515
貸 出 金	1,211,117	1,225,136	1,251,148	1,252,886
個人向け	240,032	243,570	250,757	256,710
中小企業向け	737,030	751,607	765,735	751,095
その他	234,054	229,957	234,655	245,080
商 品 有 価 証 券	523	563	577	598
有 価 証 券	310,524	335,725	329,005	277,120
国 債	67,332	59,522	56,897	55,348
その他	243,192	276,203	272,108	221,771
総 資 産	1,784,805	1,797,996	1,876,516	1,743,818
内 国 為 替 取 扱 高	7,454,579	5,994,924	7,631,637	5,885,841
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 346	百万ドル 328	百万ドル 285	百万ドル 262
経 常 利 益 (△は経常損失)	3,370	3,445	1,175	△4,075
当 期 純 利 益 (△は当期純損失)	2,208	2,239	1,265	△3,076
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり当期純損失)	円 銭 190 65	円 銭 193 24	円 銭 109 40	円 銭 △266 59

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(ご参考) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
経 常 収 益	27,782	27,421	28,403	29,904
経 常 利 益 (△は経常損失)	3,475	3,984	1,596	△4,131
親会社株主に帰属する 当期純利益 (△は親会社株主に 帰属する当期純損失)	2,163	2,580	1,474	△3,301
包 括 利 益	5,179	△3,788	△6,642	5,435
純 資 産 額	87,071	82,569	75,158	79,930
総 資 産	1,795,397	1,808,806	1,889,075	1,755,862

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	928人
平 均 年 齢	40年10月
平 均 勤 続 年 数	17年7月
平 均 給 与 月 額	360千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託289人、出向受入者5人を含んでおりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数

	当 年 度 末
静 岡 県	店 76 うち出張所 (1)
東 京 都	1 (0)
愛 知 県	2 (0)
合 計	79 (1)

- (注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を56,681か所設置しております（セブン銀行ATM25,505か所及びイオン銀行ATM5,983か所、イーネットATM11,624か所、ローソン銀行ATM13,541か所を含む）。

ロ. 当年度新設営業所

該当ありません。

- (注) 1. セブン銀行及びイオン銀行、イーネット、ローソン銀行との提携ATMを除き、店舗外現金自動設備を8か所廃止しました。

店舗外現金自動設備の廃止

- ・富士山静岡空港共同出張所（牧之原市）
- ・島田市役所共同出張所（島田市）
- ・伊東ショッピングプラザデュオ共同出張所（伊東市）
- ・伊東市役所共同出張所（伊東市）
- ・三島市役所共同出張所（三島市）
- ・掛川市役所共同出張所（掛川市）
- ・静岡理科大学共同出張所（袋井市）
- ・静岡伊勢丹共同出張所（静岡市葵区）

ハ. 銀行代理業者の一覧
該当ありません。

二. 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	1,173
---------	-------

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
入江支店新築移転	230
ソフトウェア（信用リスク・アセット計算システム他）	108

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当ありません。

ロ. 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主 要 業 務 内 容	資 本 金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
清水ビジネスサービス 株 式 会 社	静岡県静岡市清水区 富士見町2番1号	銀行事務代行業務	10百万円	100.00%	－
清水総合メンテナンス 株 式 会 社	静岡県静岡市清水区 天神1丁目8番25号	不動産管理業務	30百万円	100.00%	－
株式会社清水地域 経済研究センター	静岡県静岡市清水区 富士見町2番1号	金融・経済の調査研究 業務、研修運営業務	12百万円	100.00%	－
清水信用保証 株 式 会 社	静岡県静岡市清水区 富士見町2番1号	信用保証業務	50百万円	100.00%	－
清水リース&カード 株 式 会 社	静岡県静岡市清水区 富士見町2番1号	リ ー ス 業 務、 クレジットカード業務	60百万円	15.13%	－
清水総合コンピュータ サービス株式会社	静岡県静岡市清水区 天神1丁目8番25号	コ ン ピ ュ ー タ 関 連 業 務	30百万円	5.00%	－

(注) 1. 上記の子会社等6社は、いずれも連結対象会社であります。

2. 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ＡＣＳ）を行っております。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称ＣＮＳ）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。

（７）事業譲渡等の状況

該当ありません。

（８）その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

(2023年度末現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職
豊 島 勝一郎	取 締 役 会 長 (代 表 取 締 役)	
岩 山 靖 宏	取 締 役 頭 取 (代 表 取 締 役)	
望 月 文 人	専 務 取 締 役 (代 表 取 締 役)	
藪 崎 文 敏	専 務 取 締 役	
平 岩 将	常 務 取 締 役	
東 恵 子	取 締 役 (社 外 役 員)	学校法人東海大学 名誉教授
新 間 克 樹	取 締 役 (社 外 役 員)	鈴与自動車運送株式会社 相談役
河 野 誠	取 締 役 (社 外 役 員)	弁護士 河野法律事務所
田 村 直 之	取 締 役	
深 澤 亘 英	取 締 役	
八 木 真 樹	取 締 役	
望 月 昭 宏	取 締 役 監 査 等 委 員 (常 勤)	
磯 部 和 明	取 締 役 監 査 等 委 員 (社 外 役 員)	公認会計士・税理士 公認会計士磯部和明事務所
小長谷 重 之	取 締 役 監 査 等 委 員 (社 外 役 員)	
伊 藤 嘉奈子	取 締 役 監 査 等 委 員 (社 外 役 員)	弁護士 伊藤総合法律事務所

- (注) 1. 当行は、常勤監査等委員を1名選定しております。常勤監査等委員を選定している理由は、執行部門の重要な会議への出席や内部監査部門等との連携、重要な各種情報収集や報告の受領等を行い、これらの情報を監査等委員全員で共有することで、監査等委員会の監査・監督の実効性を高めるためであります。
2. 2023年6月22日開催の定時株主総会終結の時をもって、取締役伊藤洋一郎氏、若林陽介氏及び取締役監査等委員河野誠氏が退任しました。なお、河野誠氏は、同日付で取締役に就任しました。
3. 取締役監査等委員磯部和明氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役東恵子氏、新間克樹氏、河野誠氏、取締役監査等委員磯部和明氏、小長谷重之氏、伊藤嘉奈子氏を株式会社東京証券取引所へ独立役員として届け出ております。

(2) 会社役員に対する報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

① 決定方針の決定の方法

2023年3月13日開催の指名・報酬諮問委員会における審議を踏まえ、2023年5月12日開催の取締役会にて取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

② 決定方針の内容の概要

当行の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬は、確定金額報酬、業績連動型報酬及び譲渡制限付株式報酬により構成し、確定金額報酬：業績連動型報酬：譲渡制限付株式報酬の割合は8：1：1を目安としております。社外取締役及び監査等委員である取締役については、その職務に鑑み、確定金額報酬のみを支払うこととしております。

③ 取締役(監査等委員である取締役を除く)の個別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 取締役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

役員区分	支給人数 (人)	報酬等の総額	確定金額報酬	業績連動型報酬	譲渡制限付株式報酬
取締役(監査等委員である取締役を除く)	13	268	230	6	31
取締役(監査等委員)	5	38	38	—	—

- (注) 1. 上記の支給人数には、2023年6月22日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員である取締役を除く)2名及び取締役(監査等委員)1名を含んでおります。
2. 業績連動型報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の当期純利益を基準として、翌事業年度の6月から翌々事業年度の6月に在任する取締役(監査等委員である取締役を除く)に対して、次表のとおり決定される総額の範囲内で、役位、職責、在任年数を考慮しながら決定し、毎月支給しております。なお、当期純利益の実績は2021年度2,239百万円、2022年度1,265百万円であります。

(業績連動型報酬枠)

当期純利益水準	報酬枠（年額）
40億円以上	40百万円
30億円以上40億円未満	30百万円
20億円以上30億円未満	20百万円
10億円以上20億円未満	10百万円
10億円未満	0円

3. 譲渡制限付株式報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主と一層の価値共有を進めるため、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)に対して割り当てることとしております。対象者は、当行より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当行の普通株式の発行又は処分を受けております。譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、金銭報酬枠とは別枠にて年額36百万円以内とし、発行又は処分される当行の普通株式の総数は年26,000株以内としております。対象者に付与する譲渡制限付株式の数は、役位、職責、在任年数を考慮して決定し、原則として毎年一定の時期に交付しております。なお、譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、譲渡制限付株式の交付日から対象者が当行の取締役その他取締役会で定める地位を喪失する日までとしております。

八. 取締役の報酬についての株主総会の決議に関する事項

株主総会決議 年月日	報酬等の種類	対象となる役員	報酬総額 (百万円以内)	対象となる役員の員数 (人)
第148期 定時株主総会 (2023年6月22日開催)	確定金額報酬	取締役 (監査等委員である取締役を除く)	260 (うち社外取締役20)	11 (うち社外取締役3)
	業績連動型報酬	取締役 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)	40	8
	譲渡制限付株式報酬	取締役 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)	36	8
株主総会決議 年月日	報酬等の種類	対象となる役員	報酬総額 (百万円以内)	対象となる役員の員数 (人)
第145期 定時株主総会 (2020年6月25日開催)	確定金額報酬	取締役 (監査等委員)	60	4 (うち社外取締役3)

二. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

2023年6月22日開催の取締役会にて、取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を代表取締役会長豊島勝一郎及び代表取締役頭取岩山靖宏に委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の確定金額報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動型報酬の評価配分であります。権限を委任した理由は、代表取締役が当行全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行っているからであります。取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、代表取締役は当該答申の内容に従って決定するものとしております。譲渡制限付株式報酬は、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の譲渡制限付株式の割当数を決定するものとしております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
東 恵 子	会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定義される最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。
新 間 克 樹	
河 野 誠	
磯 部 和 明	
小長谷 重 之	
伊 藤 嘉奈子	

(4) 補償契約

該当ありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約

当行は、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は当行が全額負担をしております。当該保険契約は、被保険者が業務について行った行為に起因して損害賠償請求を提起された場合に負う損害を保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。なお、当該保険契約では、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
取締役 東 恵 子	学校法人東海大学 名誉教授
取締役 新 間 克 樹	鈴与自動車運送株式会社 相談役
取締役 河 野 誠	河野法律事務所
取締役監査等委員 磯 部 和 明	公認会計士磯部和明事務所
取締役監査等委員 伊 藤 嘉奈子	伊藤総合法律事務所

(注) 上記に掲げる社外役員の兼職先等と当行の間には通常の銀行取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
取締役 東 恵 子	8年9ヶ月	当期開催の取締役会15回のうち14回に出席しております。	主に大学教授としての知識と幅広い経験から議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当期開催の指名・報酬諮問委員会2回の全てに出席し、独立した客観的立場から発言を行っております。
取締役 新 間 克 樹	1年9ヶ月	当期開催の取締役会15回の全てに出席しております。	主に会社経営者としての広い見地と経験から議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当期開催の指名・報酬諮問委員会2回の全てに出席し、独立した客観的立場から発言を行っております。
取締役 河 野 誠	3年9ヶ月	当期開催の取締役会15回の全てに出席し、また取締役監査等委員在任期間中に開催された監査等委員会3回の全てに出席しております。	主に弁護士としての専門的な見地から議案の審議等に必要な質問、発言を行っております。また、当期開催の指名・報酬諮問委員会2回の全てに出席し、独立した客観的立場から発言を行っております。
取締役監査等委員 磯 部 和 明	9年9ヶ月	当期開催の取締役会15回の全てに出席、また当期開催の監査等委員会13回の全てに出席しております。	主に公認会計士・税理士としての専門的な見地から審議等に必要な質問、発言を行っております。
取締役監査等委員 小長谷 重之	2年9ヶ月	当期開催の取締役会15回の全てに出席、また当期開催の監査等委員会13回の全てに出席しております。	主に元副市長としての行政で培った経験と広い見地から議案の審議等に必要な質問、発言を行っております。
取締役監査等委員 伊 藤 嘉奈子	9ヶ月	就任後、当期開催の取締役会12回及び監査等委員会10回の全てに出席しております。	主に弁護士としての専門的な見地から議案の審議等に必要な質問、発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	8人	34	—

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 19,800,020株
発行済株式の総数 11,641,318株 (自己株式96,045株を含む)

(2) 当年度末株主数 5,744名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	870 ^{千株}	7.54 [%]
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	756	6.55
清水銀行従業員持株会	515	4.46
鈴与株式会社	495	4.29
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	307	2.66
SBI地銀ホールディングス株式会社	285	2.47
共栄火災海上保険株式会社	237	2.05
アイザワ証券株式会社	170	1.47
朝日生命保険相互会社	155	1.34
J P M O R G A N C H A S E B A N K 385781	102	0.89

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式を控除した上、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数
取締役 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)	8人	普通株式 21,965株

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏 名 又 は 名 称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 福井 淳 指定有限責任社員 池ヶ谷正	59	(報酬等について監査等委員会が会社法第399条第1項の同意をした理由) (注) 3

- (注) 1. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額59百万円。
 2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
 3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 補償契約

該当ありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記のほか、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査等委員会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

7. 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

8. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

9. 会計参与に関する事項

該当ありません。

10. その他

該当ありません。

第149期末 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
(資産の部)			(負債の部)		
現金	預 け	金	預 金		1,545,433
現金		25,991	当 座	預 金	76,372
預 け		139,707	普 通	預 金	759,824
商 品	有 価 証	598	貯 蓄	預 金	15,528
商 品	地 方 債	154	通 定	預 金	1,789
商 品	の 信 託	443	定 期	預 金	671,836
金 銭	の 証	1,000	定 期	預 積	8,081
有 価 証		277,120	そ の 他 の 預	金	12,000
国 債		55,348	借 入	金	113,000
地 方 債		76,086	借 入	金	113,000
社 債		60,766	外 国 為 替		53
株 式		21,171	売 渡 外 国 為 替		53
そ の 他 の 証		63,746	そ の 他 の 負 債		4,485
貸 引 手 形		1,252,886	未 払 済 法 人 替 借		255
手 証 書		4,354	未 払 費 用		30
当 座 貸 付		8,625	前 払 受 取		536
外 国 為 替		1,127,293	給 付 補 填 備 益		441
外 国 他 店 預 け		112,612	金 融 商 品 等 受 入 担 保		0
取 立 の 他 資 産		502	リ 産 除 去 の 負 債		483
未 決 済 為 替		459	賞 与 引 当 金		442
前 払 費 用		43	退 職 給 付 引 当 金		483
未 収 取 益		23,441	シ ス テ ム 解 約 損 失 引 当		37
金 融 商 品 等 差 入 担 保		255	支 払 承 諾		1,774
そ の 他 の 資 産		95	負 債 の 部 合 計		436
有 形 固 定 資 産		1,071			338
建 物		438			283
土 地		146			6,036
建 設 仮 勘 定		21,433			1,670,066
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		15,801			(純資産の部)
無 形 固 定 資 産		6,068	資 本 剰 余 金		10,816
ソ フ ト ウ ェ ア		8,835	資 本 準 備 金		7,413
リ ー ス 資 産		429	利 益 剰 余 金		7,413
前 繰 支 払 倒 引 当		31	そ の 他 利 益 剰 余 金		60,111
		437	別 途 積 立 金		8,670
		1,518	繰 越 利 益 剰 余 金		51,441
		1,437	自 己 株 式 計		54,132
		2	株 主 資 本 合 計		△2,690
		78	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額		△274
		43	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益		78,067
		4,987	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		△4,722
		6,036	新 株 予 約 権		290
		△5,817	純 資 産 の 部 合 計		△4,432
資 産 の 部 合 計		1,743,818	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		117
					73,752
					1,743,818

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

第149期 損 益 計 算 書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額
経 常 収 入	経 常 収 入	23,741
	貸 有 預 金 所 得	16,610
	出 証 け ス 他 の 入 金 所 得	12,851
	利 の 取 入 金 所 得	3,504
	利 の 取 入 金 所 得	207
	利 の 取 入 金 所 得	36
	利 の 取 入 金 所 得	10
	利 の 取 入 金 所 得	4,655
	利 の 取 入 金 所 得	794
	利 の 取 入 金 所 得	3,860
経 常 費 用	経 常 費 用	118
	利 の 取 入 金 所 得	104
	利 の 取 入 金 所 得	14
	利 の 取 入 金 所 得	2,357
	利 の 取 入 金 所 得	2,157
	利 の 取 入 金 所 得	11
	利 の 取 入 金 所 得	188
	利 の 取 入 金 所 得	2,385
	利 の 取 入 金 所 得	231
	利 の 取 入 金 所 得	0
経 常 損 失	経 常 損 失	△33
	利 の 取 入 金 所 得	2,102
	利 の 取 入 金 所 得	84
	利 の 取 入 金 所 得	1,213
	利 の 取 入 金 所 得	76
	利 の 取 入 金 所 得	1,136
	利 の 取 入 金 所 得	8,136
	利 の 取 入 金 所 得	2,054
	利 の 取 入 金 所 得	3
	利 の 取 入 金 所 得	6,078
経 常 損 失	経 常 損 失	14,406
	利 の 取 入 金 所 得	1,675
	利 の 取 入 金 所 得	1,408
	利 の 取 入 金 所 得	81
	利 の 取 入 金 所 得	185
	利 の 取 入 金 所 得	4,075
	利 の 取 入 金 所 得	170
	利 の 取 入 金 所 得	0
	利 の 取 入 金 所 得	170
	利 の 取 入 金 所 得	4,246
経 常 損 失	経 常 損 失	23
	利 の 取 入 金 所 得	△1,193
	利 の 取 入 金 所 得	△1,170
	利 の 取 入 金 所 得	3,076
	利 の 取 入 金 所 得	
	利 の 取 入 金 所 得	
	利 の 取 入 金 所 得	
	利 の 取 入 金 所 得	
	利 の 取 入 金 所 得	
	利 の 取 入 金 所 得	

第149期末 連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	165,704	預借金	1,541,974
商品有価証券	598	信用金	119,019
金銭の信託	1,000	外国為替	53
有価証券	276,814	その他の負債	7,855
貸出金	1,245,101	賞与引当金	460
外国為替	502	退職給付に係る負債	117
リース債権及びリース投資資産	14,532	役員退職慰労引当金	54
その他の資産	27,468	システム解約損失引当金	283
有形固定資産	16,579	繰延税金負債	77
建物	6,505	支払承諾	6,036
土地	8,834	負債の部合計	1,675,932
リース資産	10	(純資産の部)	
建設仮勘定	31	資本金	10,816
その他の有形固定資産	1,197	資本剰余金	7,606
無形固定資産	1,552	利益剰余金	62,708
ソフトウェア	1,441	自己株式	△274
リース資産	3	株主資本合計	80,856
その他の無形固定資産	107	その他の有価証券評価差額金	△4,687
退職給付に係る資産	2,300	繰延ヘッジ損益	290
繰延税金資産	4,408	退職給付に係る調整累計額	1,819
支払承諾見返	6,036	その他の包括利益累計額合計	△2,577
貸倒引当金	△6,736	新株予約権	117
		非支配株主持分	1,534
		純資産の部合計	79,930
資産の部合計	1,755,862	負債及び純資産の部合計	1,755,862

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

第149期 連結損益計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目										金 額					
経	常	収	益							29,904					
資	金	運	用	収	益					15,997					
	貸	出	金	利	息	息					12,737				
	有	価	証	券	金	配	当	金	息		3,005				
	預	け	金	利	配	利					207				
	そ	の	他	の	受	入	利	息				47			
役	務	取	引	等	収	収	益					11,440			
そ	の	他	業	務	収	収	益					119			
	そ	の	他	の	経	常	収	益					2,347		
経	常	他	の	経	常	収	益					2,347			
資	金	調	達	費	用						2,350	34,035			
	預	金	性	預	金	利	息					231			
	譲	渡	一	マ	ネ	一	利	息				0			
	コ	一	ル	マ	ネ	一	利	息				△33			
	債	券	貸	借	取	引	支	払	利	息		2,102			
	借	借	用	金	支	払	利	息				49			
	そ	の	他	の	支	払	利	息				0			
役	務	取	引	等	費	用					6,639				
そ	の	他	業	務	費	用					8,140				
営	の	業	経	常	費	用					15,107				
そ	の	他	経	常	費	用					1,798				
	貸	倒	引	当	金	繰	入	額				1,527			
	そ	の	他	の	経	常	費	用				270			
経	常	損	損	失						4,131					
特	別									170					
	固	定	資	産	処	分	損					0			
	減	損										170			
税	金	等	調	整	前	当	期	純	損	失			4,302		
法	人	税	、	住	民	税	及	び	事	業			172		
法	人	税	等	調	整					額			△1,218		
法	人	税	等	調	整					計			△1,046		
当	期	純	損	失						3,255					
非	支	配	株	主	に	帰	属	す	る	当	期	純	利	益	46
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	期	純	損	失	3,301

独立監査人の監査報告書

2024年5月7日

株式会社清水銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福 井 淳
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 池ヶ谷 正
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社清水銀行の2023年4月1日から2024年3月31日までの第149期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年5月7日

株式会社 清水 銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福 井 淳
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 池ヶ谷 正
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社清水銀行の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社清水銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第149期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門及び内部統制部門等と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月7日

株式会社 清水銀行 監査等委員会

常 勤 監 査 等 委 員 望 月 昭 宏 ㊟

監 査 等 委 員 磯 部 和 明 ㊟

監 査 等 委 員 小 長 谷 重 之 ㊟

監 査 等 委 員 伊 藤 嘉 奈 子 ㊟

(注) 1. 監査等委員磯部和明、小長谷重之及び伊藤嘉奈子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場のご案内

会場

静岡県静岡市清水区天神一丁目7番30号 清水銀行天神本部 3階大会議室

☎ 054-353-7714 (清水銀行総務管理部)



清水銀行天神本部



最寄り駅のご案内

- 東海道本線 JR清水駅 より徒歩15分
- 静岡鉄道 (電車) 新清水駅 より徒歩25分 タクシー 7分
- しずてつジャストライン (バス) 清水駅前停留所 のりば1 「庵原線」 乗車
大手2丁目バス停下車徒歩3分

※なお、駐車場のスペースに限りがございますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。